

太鼓演奏における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 11 月 10 日

改定 令和 5 年 4 月 13 日

公益財団法人 日本太鼓財団

はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日に新型コロナウイルス感染症対策本部により決定されたもの。以下「対処方針」という）を受け、公益財団法人 日本太鼓財団が、実証実験等を実施した上で、演奏会・練習の活動再開に向けた感染拡大予防対策を記したものです。その後の感染状況ならびに政府の基本的対処方針の変更に従い、内容を改定しました。

演奏会・練習を実施する際には、地域の感染状況を踏まえ、各都道府県・市町村・施設所有者の対応方針を基本とし、さらに本ガイドラインにのっとり実施時の対策を講ずるものとします。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけ変更（分類見直し）が、令和 5 年 5 月 8 日に予定されています。これ以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなりますが、これは対策の取りやめを意味するものではありません。変更以降は感染状況に応じて、本ガイドラインの内容を準用するものとします。

目次

1. 感染防止のための基本的な考え方 (p.2)
2. マスク等着用について (p.3)
3. 太鼓演奏における対策 (p.4)

1. 感染防止のための基本的な考え方

(1) ワクチン接種について

最も有効な感染防止対策として考えられるのは、現場ごとの状況に適した PCR 検査や抗原検査と、ワクチン接種です。特に、可能な限りの公演関係者のワクチン接種を推奨いたします。

厚生労働省の調べによると、ワクチンを3回以上接種した人の感染者発生率、重症者数は接種していない人に比べて明らかに低下していることが分かっており、専門家からも「公演関係者のワクチン接種率9割以上を目指すこと。ワクチン接種が現在取れる有効な手段である」と強く推奨されています。

ただし、ワクチン接種は個人の自由意思による選択であること、また事情により接種できない方もいること等へのご配慮をお願いします。同様に、副反応や不安感などを理由に、接種を希望する個人の意思に反して接種を受けることを妨げるようなこともお控え下さるようお願いいたします。

(2) 現場での基本的な予防対策

1) 体調不良、発熱者など感染疑いのある者は参加しない

2) 手洗い、アルコール消毒など、手指衛生を徹底する

3) 咳・くしゃみをする時には、腕・袖で口を覆う、または下を向く等の咳エチケットを実践する

4) 換気に常に配慮する

2. マスク等着用について

「太鼓演奏における演奏者の飛沫飛散状況検証」（別途報告書参照）の結果、太鼓演奏においては、マスク着用の際の飛沫飛散はなく、非着用の場合、掛け声・笛等からの飛沫飛散は最長約 640 mmと確認されました。また、マウスシールド着用の場合は、一部のケースを除き飛沫飛散はなく、一定の効果が見られました。

これに基づき、マスク、マウスシールド等の着用を状況に応じて促してきましたが、令和5年3月13日から、政府の「基本的対処方針」の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられるようになりました。これに応じ、演奏者のマスク等着用も同様とします。ただし同時に、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。感染拡大時に主催者、使用施設管理者からマスク等の着用の求めがあった場合には応じてください。

3. 太鼓演奏における対策

- 1) 演奏会場では手洗い・手指消毒を励行する
- 2) 定期的にドア、窓を開放し外気を取り入れ、必要に応じて扇風機、サーキュレーターによる換気を行う
- 3) 練習、公演後に集団感染が発生した場合は、速やかに使用施設管理者に連絡し、対応を協議する。その際、感染者の情報は要配慮個人情報となるため、取扱いに十分に注意する

本ガイドラインの策定、改定にあたっては、

- ・「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第九版）」
（一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク）
- ・「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公立文化施設協会）

を参考としました。

以上